

第 10 号

令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
令和3年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,813,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		26,970	1,674,059	1,701,029
	1 財産売払収入		1,674,059	1,674,059
2 県 債		933,000	△ 933,000	
	1 県 債	933,000	△ 933,000	
歳 入 合 計		1,072,940	741,059	1,813,999

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 934,736	千円 670,000	千円 1,604,736
	1 公 債 費	934,736	670,000	1,604,736
2 諸 支 出 金		111,515	71,059	182,574
	1 繰 出 金	111,515	71,059	182,574
歳 出 合 計		1,072,940	741,059	1,813,999

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円	(借入先) 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年 から据置期間 を含め30年以 内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	933,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。		(補 正 前 に 同 じ)		